

平成22年

乙訓福祉施設事務組合議会第2回定例会会議録

開会：平成22年6月28日

乙訓福祉施設事務組合議会

平成 2 2 年乙訓福祉施設事務組合議会第 2 回定例会

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	2
○開 会	3
○日 程 1	会議録署名議員の指名	3
○日 程 2	会期の決定	3
○日 程 3	管理者諸報告	3
○日 程 4	例月出納検査結果の報告	5
○日 程 5	第 4 号議案 監査委員の選任について	6
○日 程 6	第 5 号議案 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計 補正予算 (第 2 号))	6
○日 程 7	第 6 号議案 職員の育児休業等に関する条例及び乙訓福祉施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	1 4
○日 程 8	議員の派遣について	1 6
○閉 会	1 7

平成22年乙訓福祉施設事務組合議会第2回定例会

議 事 日 程

平成22年6月28日(月)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	小野哲議員	常盤ゆかり議員
	長尾美矢子議員	
長岡京市	能勢昌博議員	尾崎百合子議員
	武山彩子議員	
大山崎町	山本圭一議員	朝子直美議員
	西林哲人議員	

○欠席議員

なし

○議会事務局職員出席者

城谷晋太郎 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(13名)

久嶋務	管理者(向日市長)
小田豊	副管理者(長岡京市長)
真鍋宗平	副管理者(大山崎町長)
前田進	監査委員
上田久幸	事務局長
栗山博臣	会計管理者(向日市会計管理者)
谷川康信	総務課長
行田秀生	乙訓若竹苑施設長
渡辺三知雄	乙訓ポニーの学校施設長
土井敏弘	介護障害審査課長
藤本正次	総務課主幹

岡 本 友 二 乙 訓 若 竹 苑 主 幹
河原崎 清 隆 総 務 課 長 補 佐

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 管理者諸報告
- 日程 4 例月出納検査結果の報告
- 日程 5 第4号議案
 監査委員の選任について
- 日程 6 第5号議案
 専決処分の承認を求めることについて
 (平成21年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算(第2号))
- 日程 7 第6号議案
 職員の育児休業等に関する条例及び乙訓福祉施設事務組合
 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程 8 議員の派遣について

○会議録署名議員

長岡京市 尾 崎 百合子 議員
大山崎町 西 林 哲 人 議員

(開会 午前9時59分)

○山本圭一議長 ただいまの出席議員数は9名であります。

それでは、ただいまから、平成22年乙訓福祉施設事務組合議会第2回定例会を開会いたします。

それでは、これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、長岡京市の尾崎百合子議員、大山崎町の西林哲人議員を指名いたします。

○山本圭一議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決めます。よって、会期は本日1日限りといたします。

○山本圭一議長 日程3、管理者諸報告であります。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 本日ここに平成22年乙訓福祉施設事務組合議会第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

諸報告に入ります前に、去る4月1日付けの人事異動に伴いまして、介護障害審査課長に土井敏弘氏が、若竹苑主幹に岡本友二氏が、それぞれ就任いたしましたのでご紹介いたします。

○土井敏弘介護障害審査課長 初めまして、この4月1日から介護障害審査課長として向日市の方から参りました土井敏弘と申します。

何分介護認定、障害区分認定につきましては初めての業務でございます。皆様のご指導を賜りまして頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本友二若竹苑主幹 今年4月1日より乙訓若竹苑主幹を命じられました岡本でございます。皆様のご指導、ご鞭撻をいただきながら職務に励んでまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○久嶋 務管理者 なお、人事異動に係る紹介は以上でございますが、今回から、本会議の説明者として河原崎清隆総務課長補佐が出席いたします。あわせてよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き3月定例議会以降の報告をさせていただきます。

最初に、総務関係でございます。

4月1日付けの人事異動に伴って、先ほどごあいさつをいたしました管理職以外にも、係長級3名の昇任を行いました。また、介護障害審査課に事務職員1名を、若竹苑に指導員1名を、それぞれ新たに採用いたしました。

次に、5月17日に、本年度第1回乙訓福祉施設事務組合運営協議会を開催し、今年度の活動報告や各部会における諸課題について意見交換を行いました。これからも当事務組合の円滑な運営と課題解決のため、構成二市一町の担当課とともに積極的に運営協議会を開催し、検討してまいりたいと考えております。

次に、若竹苑の関係であります。

現在の利用者数は、就労移行支援事業4名、就労継続支援事業36名、生活介護事業6名、合計46名であります。市町別利用者数は、向日市の方が12名、長岡京市の方が26名、大山崎町の方が5名、京都市の方が3名となっております。また、地域生活支援事業の登録者数は、地域活動支援センター事業17名、日中一時支援事業31名でございます。

就労移行関係でございますが、4月から言葉遣いやマナー、接遇、交通機関の利用など、就労準備訓練、郵便物の仕分け、数量確認、必要物を準備するなどの就労スキル訓練、協力事業所における実習訓練を通常の訓練内容として利用者育成に取り組んでおります。

就労継続支援事業では、旭が丘ホームの清掃業務を引き継ぎまして、利用者の工賃アップに取り組むとともに、木工自主製品を流通に乗せるため問屋等への働きかけを行っております。

生活介護事業におきましては、従来から生産活動の一環としてアルミ缶つぶしを行ってまいりましたが、5月から新たな作業として洗濯ばさみの手づくり作業に取り組んでおります。新たな生産活動を通じまして、利用者の集中力や持続性の向上を期待しております。

地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業では、4月から新規採用職員を配属しておりますが、利用者と良好な関係を築きつつ職務上必要な知識、経験の習得に向けて日々励んでおります。

終わりに、職員研修につきましては、京都府社会福祉協議会主催の新採職員研修、京都府主催の「市町村10年目職員研修」にそれぞれ該当職員を派遣しております。

続いて、ポニーの学校についてご報告申し上げます。

4月からの利用児につきましては、向日市の方が36名、長岡京市の方が54名、大山崎町の方が5名、合計95名となっております。その内訳は、定期利用児が86名、月1回利用児が9名でございます。

行事については、年間実施計画に従って5月21日に春の遠足を実施し、13組、29名の親子の方が参加していただきました、宝ヶ池こどもの楽園で楽しい半日を過ごしていただきました。6月2日には、向日が丘養護学校の学校説明会が開催されまして、ポニーの学校からは来年就学予定のお子さんをお持ちの8名の保護者の方が参加されました。

6月22日に両親教室を開催し、卒園児の保護者に、お子様が就学を迎えたときの体験をお話いただきました。33名の在園児保護者が参加し、それぞれの体験談に耳を傾けられ、講演後は就学先の決め方について熱心に質問されていきました。

なお、5月、6月に介護体験実習の実習生3名を受け入れました。

次に、介護障害審査課の関係でございます。

介護認定審査会の平成21年度の審査判定結果でございます。配布させていただいております資料の1ページ目、その概要を記載いたしておりますが、合議体を延べ184回開催し、5,247件の二次判定を行いました。また、本年4月、5月における審査状況でございますが、合議体を31回開催し、863件の二次判定を行いました。

次に、障害程度区分認定審査会の平成21年度の審査判定結果でございますが、合議体を延べ24回開催して、373件の二次判定を行いました。また、本年4月、5月における審査状況は、合議体を4回、32件の二次判定を行いました。

最後に、乙訓圏域障害者総合相談支援センターについてご報告申し上げます。

乙訓圏域障害者自立支援協議会につきましては、5月19日に29機関、団体の参加を得て全体会が開催されました。平成21年度の協議会の事業報告が承認されまして、平成22年度においては、二つの部会、「医療的ケア」部会と地域生活支援部会を継続設置し、その中に課題別に五つの小部会を置くこととなりました。

また、プロジェクトとして相談支援、2級ヘルパー養成研修等を実施することが承認されました。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○山本圭一議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

次に、日程4、例月出納検査結果の報告であります。監査委員の報告を求めます。前田監査委員。

○前田 進監査委員 例月出納検査の結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査を平成22年3月25日、4月26日及び5月25日に実施いたしましたので、同法第235条の2第3項の規定によりまして、その結果をご報告いたします。

検査の結果につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりでございます。なお、報告書に記載されてあるとおり、各月の出納などについては適正に処理されておりました。

以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

○山本圭一議長 以上で、例月出納検査結果の報告を終わります。

日程5、第4号議案、監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 日程第5、第4号議案、監査委員の選任につきまして、ご説明いたします。

当事務組合の監査委員としてお世話になっております前田 進氏の任期が平成22年6月30日をもって満了となり、ご退任されることとなりました。

つきましては、その後任の監査委員、南出力利氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。

なお、南出力利氏の略歴につきましては、議案に添付の略歴書のとおりでございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○山本圭一議長 提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、質疑、討論を省略して、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、さよう決めます。第4号議案について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり同意することに決しました。

○山本圭一議長 日程6、第5号議案、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 日程 6、第 5 号議案、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

専決処分を行いましたのは、平成 21 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算（第 2 号）でございます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ 8 4 6 万 8, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 3 億 9, 3 5 2 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

その概要といたしまして、歳入からご説明いたします。

まず、分担金ですが、介護保険に係る市町分担金を 3 1 9 万円減額しました。逆に、負担金については、若竹苑の支援費として 3 2 3 万 3, 0 0 0 円、またポニーの学校の支援費として 6 5 8 万円、それぞれ増額しております。

また、若竹苑の授産事業等の収入の増に伴う福祉作業売上金 1 5 4 万 4, 0 0 0 円を雑入とし、職員等の給食費 3 0 万 1, 0 0 0 円をそれぞれ増額するものであります。

次に、歳出の主な内容としては、若竹苑の事業に伴うアルバイト賃金及び給食調理業務委託料など合わせて 2 8 8 万 8, 0 0 0 円を減額、また介護保険認定事業及び障害程度区分認定事業に係る諸経費として 1 6 2 万 7, 0 0 0 円を、ポニーの学校の事業経費 4 5 万 8, 0 0 0 円を、それぞれ減額するものであります。

一方、作業工賃を初めとする作業関連の経費全体で 1 5 4 万 4, 0 0 0 円を増額するものであります。予備費は歳入歳出差引分 1, 1 7 3 万 9, 0 0 0 円を増額するものでございます。

これらは、財源措置の関係から急を要し、年度末に議会を招集する暇がないと認めましたため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定によって専決処分をいたしたもので、同条第 3 項の規定によってこれを議会に報告し、承認をお願いするものであります。

なお、詳細は事務局長から説明をいたします。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○山本圭一議長 上田事務局長。

○上田久幸事務局長 それでは、平成 21 年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

初めに歳入からご説明いたします。予算書の 5 ページをお開き願いたいと思います。

款 1 分担金及び負担金、目 1 市町分担金で 3 1 9 万円を減額し、補正後の額を

2億5,920万7,000円とするものでございます。内容につきましては、節2介護保険分担金の減額によるもので、平成20年度の介護保険関係歳出余剰金を平成21年度の実績で精査するために減額を行ったものでございます。

項2負担金、目1障害者福祉サービス事業負担金で、403万4,000円を増額し、補正後の額を8,435万7,000円とするものでございます。主な内容につきましては、節1で就労移行支援事業市町負担金で52万4,000円の増額、これは報酬単価、利用実績とも減ではありますが、加算科目の新設により増額となりました。

節3就労継続支援事業市町負担金で、326万1,000円の増額、これも利用実績は減でございますが、加算科目の新設により増額となりました。

節5生活介護市町負担金で、581万6,000円を増額、これは報酬単価、利用実績の増と加算科目の新設により増額となりました。

一方、利用者負担金につきましては、節2就労移行支援事業利用者負担金で180万8,000円、節4就労継続支援事業利用者負担金で289万3,000円、それから節6生活介護事業利用者負担金で86万6,000円、それぞれ減額でございます。

これは、総経費の1割を計上しておりましたが、利用者負担上限総額制度があるために、減となったということでございます。

目2地域生活支援事業負担金で80万1,000円の減額をし、補正後の額を65万2,000円とするものでございます。内容につきましては、節1地域生活支援事業負担金で、82万1,000円の減額でございます。これも総経費の1割で計上しておりましたが、利用者負担上限総額制度があるために減額となったものでございます。

目3児童デイサービス事業負担金で658万円を増額し、補正後の額を2,136万2,000円とするものでございます。節1市町負担金で595万2,000円の増、節2利用者負担金で62万8,000円の増でございます。内容につきましては、障害福祉サービスの見直しで、指導員の加配加算、それから福祉専門職員の配置等の加算、欠席時の対応加算の追加によるものでございます。

7ページ、款3財産収入、目1物品売払収入154万4,000円の増、これは福祉作業の売り上げということで、自主製品、それから下請作業の増ということでございます。

款6諸収入、目1雑入30万1,000円でございますが、これは職員等の給食

自己負担金ということでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。8ページでございます。

款2総務費、1目一般管理費で、26万5,000円を増額し、5,621万円とするものでございます。主なものにつきましては、節11需用費で26万5,000円の増ということでございます。内容につきましては、ポニーの学校棟の空調設備の修繕に伴うものでございます。なお、修繕に伴う総額費用につきましては64万8,000円でございます。

款3民生費、目1事業管理費で288万8,000円を減額し、1億2,062万円とするものでございます。この中で主なものにつきましては、節11委託料で154万1,000円の減額でございますが、内容につきましては、給食の1食当たりの単価が下がったということでございます。従来595円が570円になったものでございます。

目2障害福祉費で、154万4,000円を増額し、738万2,000円とするものでございますが、これの主なものにつきましては、節12役務費で92万7,000円の増ということでございます。内容につきましては、作業収入の増に伴いまして、作業工賃の一時金として支払うというものでございます。

目3介護保険認定事業費で99万8,000円を減額し、7,910万8,000円とするものでございます。主なものにつきましては、節1報酬で73万8,000円の減ということでございます。内容につきましては、審査回数減によるものでございます。当初192回が184回ということで、マイナス8回ということでございます。

9ページをお願いいたします。

目4障害程度区分認定事業で62万9,000円を減額し、1,926万4,000円とするものでございます。内容につきましては、節8で報償費で32万1,000円の減、これはかかりつけ医の意見書作成料の件数の減に伴うものが主なものでございます。

項2児童福祉費、目1児童デイサービス事業費で45万8,000円を減額し、6,580万9,000円とするものでございます。

款5予備費につきましては、歳入の増、金額といたしましては846万8,000円と、歳出の増減の差引額327万1,000円、合計1,173万9,000円を予備費として増額し、積み立てるものでございます。

以上、簡単でございますが説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○山本圭一議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

朝子議員。

○朝子直美議員 5ページから6ページの負担金のところで、ちょっとしっかりと聞けなくて、加算の、何か科目の新設というふうにおっしゃったと思うんですが、どういったものがあるのかということが、まず教えていただいていた方がいいですか。

○山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

○行田秀生若竹苑施設長 平成21年度に新設された加算科目につきましては、一つ一つ申し上げますと、福祉専門職員配置等加算という加算がございます。

これはその事業所の中に、社会福祉士とか介護福祉士、精神保健福祉士、そういう専門家がどれくらいいるかという点での評価でございます。100分の25以上いけば、この加算の1という形になります。

それからもう一つは、常勤で配置されている従業者が全体の中で100分の75以上いけば、とか、3年以上勤務している者が100分の30以上いけば、加算の2がつくとかいうような加算でございます。

それから、就労移行の関係では、就労支援関係の研修終了加算、これはその職員がジョブコーチの研修を受けているかどうかというような点でつく加算でございます。

また、欠席時対応加算とか、就労移行支援体制加算等がございます。就労継続について申し上げましたら、福祉専門職員の配置の加算、それから重度者支援体制加算ということで、その事業所の中に障害福祉年金の1級を受給している人がどれくらいいるかという観点に基づく加算でございます。あと、欠席時対応加算というのがございます。

生活介護関係で申し上げましたら、人員配置体制加算、これはどれほどきめ細かく職員を配置しているかによってランクづけをする、そして加算をするというものでございます。

また、福祉専門職員等配置加算、欠席時対応等の加算、これが21年度に新設された加算でございます。

○山本圭一議長 朝子議員。

○朝子直美議員 ありがとうございます。

もう一つ、利用者の負担金を総経費の1割と計上していたということですが、上限総額制度のために減額されてるということでしたが、これは単純に1割負担とい

うことでの計上だと思うんですが、それより少なく、利用者負担を少なくしか支払わないということは、結局低所得と言うか、そういった方が多く利用されているということになるのでしょうか。

○山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

○行田秀生若竹苑施設長 そのとおりでございます。若竹苑のような通所事業所、それからショートステイ等につきましては、1,500円が上限という形になっておりますので、1割と1,500円との差額、これがウロコとなって出てきております。

○山本圭一議長 朝子議員。

○朝子直美議員 差額1,500円、実際であったらどれぐらい利用料として払われる平均的な支払い、1割とすればその差額というのはどれぐらい、さっと計算できなくて、お一人当たりでいいんですけど。

○山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

○行田秀生若竹苑施設長 今、その数字を準備しておりませんのですけれども、予算積算時に、例えば就労移行支援の利用者負担金としまして190万4,000円を計上いたしました。実際に利用者からちょうだいした負担金は16万3,508円でございます。それぐらいの差がございます。

○山本圭一議長 武山議員。

○武山彩子議員 今の新設された加算科目の中で、欠席時対応加算というのがありました。さっきの予算の説明のときに、児童デイサービスの事業負担金のところの加算科目の中でも欠席時対応ということがあったかなと思うんですけれども、これは具体的にはどういうことをするための加算になってくるんですか。

○山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

○行田秀生若竹苑施設長 利用者が不意に休むことがございます。事業所としましては、職員の配置等準備をしてお待ちしていることがあります。そういう場合に対応するための加算で、前々日、前日、当日に欠席の連絡があった場合に、電話等を通して状態を確認したりとか、それから今後登園にですね、利用に支障がないように相談に乗るといような内容でございます。

それを記録することによってちょうだいできる加算が、この欠席時対応加算でございます。

○山本圭一議長 武山議員。

○武山彩子議員 そういう対応をこれまでもされてきたことが、ルール化と言うか、

はっきりその加算の科目になることによって、きっちり仕事の中で保障されていくということなのかなと思うんですけども、そのことによって、利用されている方が来やすくなったりとかということ、効果としては出てるんでしょうかね。

○山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

○行田秀生若竹苑施設長 これは急病とかという部分に対応するための趣旨の加算です。モチベーションとのつながりというのは、それほどないのではないかなというふうに思っております。

○山本圭一議長 ほか、ございますか。

武山議員。

○武山彩子議員 ちょっと順番が前後してしまうんですけども、最後9ページの児童デイサービス事業の作業療法士謝礼というのがあるんですが、当初予算では、21年度の当初予算見させてもらいましたら、18万円ついていて、実際には、この補正で16万3,000円の減額ということだったので、作業療法士さんというのが、もうついていない、つかなかったというふうな数字なのかなというふうに勝手に思っているんですけども、ちょっと説明をいただけたら、作業療法士さんというのがどういう形でつかれる予定で予算がついたのかも含めて。

○山本圭一議長 渡辺ポニーの学校施設長。

○渡辺三知雄ポニーの学校施設長 前回の議会の折にも、22年度予算でご説明させていただいたんですが、作業療法士相談、従来、20年度は個人の作業療法士さんをお願いをいたしまして、京都大学の先生だったんですけども、個別の相談という形で、1日当たり4ケースずつ見ていただいております。個別にご指導いただいておりますが、その先生が姫路の方にかわられたということで、もうこちらの方にはなかなか通ってこられないということで、ご辞退されましたので、次の作業療法士さんを21年度に探していたんですけども、お引き受けいただける方がなかったものですから、京都府の地域療育等支援事業を利用するという形に変更いたしました。

地域療育等支援事業の方は府の事業ですので費用はかかりません。京田辺の子ども発達支援センターの方から派遣をしていただくという形になりましたので、21年度お支払いするというので取っておりました予算がほとんど必要なくなったというようなことでございます。

○山本圭一議長 ほか、ございますか。

朝子議員。

○朝子直美議員 8ページの作業工賃についてなんですが、ずっと若竹苑の方でもさまざまな仕事をね、また探して、新しく木工の作業も始められたということで、工賃のアップというのが大きな目標だったと思うんですけども、今回は一時金としての支払いということで、恒常的な工賃アップに向けての取り組みとして、なかなか難しいところがあるのかなと思うんですが、そのあたりの取り組み状況などをちょっと教えていただきたいんですけども。

○山本圭一議長 行田若竹苑施設長。

○行田秀生若竹苑施設長 若竹苑の就労継続Bを中心にして、作業工賃が大きな意味を持っているわけなんですけど、若竹苑は清掃作業、それから下請作業、自主製品、それからお墓の清掃、その他という形で今やっております。

自主製品につきましては、議会の方でも説明をさせていただきましたように、苑内に工賃アップのグループをつくりまして、取り組んでまいりました。

管理者報告でも、問屋の方とコンタクトを取り、流通ベースに乗せたいというようなことで、知り合いの問屋から、またその知り合いの問屋を紹介していただくような形で持ち込んでみたりもしております。

しかしながら、現実なかなか厳しゅうございまして、こちらが2,000円とつけた定価に対して、向こうは1,500円で販売すると。そしてその1,500円を折半でどうだというような条件を出してこられます。

そういうことになりますと、原価割れしてしまうというようなことがありまして、なかなか流通に乗せるというのも難しい問題があるんだなというふうに認識をしております。

従いまして、まだ自主製品が作業収入の中心を占めるというところにはまだはいつておりませんが、今のところ下請作業の方が、業者のご好意と言うのはおかしいですね、やはり景気がそれなりにいいのか、注文が入ってまいります。そちらの方で前年度に増して収入を得ることができたというような現状でございます。

○山本圭一議長 ほか、ございますか。

(「なし」の声あり)

質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。第5号議案について、承認することに賛成の方の挙手

を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第5号議案は承認することに決しました。

○山本圭一議長 日程7、第6号議案、職員の育児休業等に関する条例及び乙訓福祉施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 日程7、第6号議案、職員の育児休業等に関する条例及び乙訓福祉施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、本年6月30日から施行されることに伴って所要の改正を行うものであります。

まず、改正条例の第1条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

主な改正内容は、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、育児休業や部分休業、育児短時間勤務を取得できることとする。また、子の出生の日及び産後8週間の期間内に育児休業を取得した場合に、特別な事情がなくても、再度育児休業を取得できる期間を定めて規定をし、その期間を人事院規則及び産後休暇の期間と同じ57日とするものであります。

改正条例の第2条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

主な改正内容は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難な場合を除き、時間外勤務をさせてはならないとするものであります。

なお、この条例は附則によって、本年6月30日から施行しようとするものであります。

また、経過措置として、改正条例の施行期日後に、改正条例の規定による育児休業計画の申請や時間外勤務の制限を行おうとする職員は、施行期日前であっても請求を行うことができる旨を規定しております。

以上、条例の一部改正案の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り

ますようお願いを申し上げます。

○山本圭一議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

○山本圭一議長 武山議員。

○武山彩子議員 育児休業が取得しやすく、仕事と子育ての両立をという流れの中での条例改正だと思うんですが、全国的に平均すると男性がやっぱり女性よりも育児休業の取得率が極端に少なく、1コンマ数パーセントというのが全国統計で出てくる数字ですよ。

ここの乙福の場合は、該当される男性の職員さんがどのぐらいいらっしゃるかわからないんですが、大体どのぐらいの取得率かというのは、把握されていますか。

○山本圭一議長 藤本主幹。

○藤本正次総務課主幹 今現在該当される、男女とも、職員さんはおられません。もちろん将来的にわたっては可能性はありますけれども。現在はおられません。

○山本圭一議長 武山議員。

○武山彩子議員 1コンマ数パーセントというとな、ここで言うたら、もうだれも取れないというような数字ですから、ぜひ該当する職員さんが、女性でも男性でも、出てこられたら、ぜひこの条例に沿って奨励を、休暇を取るとか、勤務時間を短くするというのを勧奨していただきたいと思うんですが、管理職の方がこの条例をよく熟知されるというだけじゃなくて、職員全体の中で研修とかを通して周知をしていかないといけないかなということと、あとは、職場の雰囲気はね、取りやすい雰囲気になっていくということも大事だなと思うんですが、条例が施行された後の、ここで議決がされたとしたら話なんです、今後研修とかね、周知とか、あと管理職から取りやすく勧奨していくというルール化というか、そういうことは今はご検討になってますでしょうか。

○山本圭一議長 谷川総務課長。

○谷川康信総務課長 今回の一連の改正につきましては、当然労働組合さんにも説明をさせていただいて了承もいただいております。先の3月議会にも改正等がございましたけれども、それらの改正ごとに、後でですね、まず幹部職員と言いますか、管理職員に説明会をさせていただいております。人数的にも本当に30名足らずの小さい組織でございますので、その辺のことにしましては十分に説明をして、また、当然ながら、先ほど武山議員がおっしゃいましたような形で、極力この法にのっとった中でですね、執行していくということを管理職も考えて進めてまいりたい

と思いますし、研修含めて、その辺のこと周知していくというような形で考えております。

ただ、今現在ですね、そのルール化とかいうのにつきましては、具体的なものはないんですけれども、いずれにしましても、職員についてはきちっと説明させていただいているということでございますので、今回の条例につきましても、そういう形で進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○山本圭一議長 ほか、ございますか。

(「なし」の声あり)

質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。第6号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○山本圭一議長 日程8、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第144条の規定に基づき、来る7月1日、2日に実施する本組合議会議員視察研修に全議員を派遣することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め、全議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これにて会議を閉じたいと存じますが、久嶋管理者からご報告がございます。

久嶋管理者。

○久嶋 務管理者 議長のお許しをいただきまして、監査委員のご退任につきましてご報告を申し上げます。

先ほど、新たにお世話になります監査委員の選任にご同意をいただきました。

現職の前田 進監査委員におかれましては、平成10年6月から3期12年の長きにわたりまして、毎月の出納検査を初め、定期監査、そして決算審査、また議会におけるそれらの報告など、代表監査委員として当組合の運営に並々ならぬご尽力

をいただきましたことに深く感謝をし、心から厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

この6月30日をもちましてご退任をされるわけではありますが、これからも当組合へのご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げますとともに、前田監査委員のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、ご退任のご報告とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○山本圭一議長 ただいま、久嶋管理者からご報告がありましたことにつきまして、前田 進監査委員から発言の申し出がございますので、これを許可いたしまして、ごあいさつをお願いしたいと思います。

前田 進監査委員。

○前田 進監査委員 今月の末日をもって私は監査委員の任期が満了し、退任することになりました。本日が実質には仕事の仕舞いでありますので、この議会をもちましてあいさつをさせていただきます。

振り返ってみますと、平成10年の7月から12年間の長きにわたって監査委員を務めさせていただきましたことになりましたが、この間、皆様のご指導及びご協力をいただきまして、大過なく職務を全うすることができましたことについて、感謝をいたす次第でございます。ありがとうございました。

今後、この福祉の時代というのが到来しまして、いろいろのことを検討する必要が生じて、皆様も大変と思いますが、どうか皆様のご健闘と当組合の繁栄を祈念いたしまして、ごあいさつにかえたいと思います。どうもありがとうございました。

○山本圭一議長 ありがとうございました。

前田 進監査委員におかれましては、平成10年から3期12年の長きにわたり当組合の代表監査委員として粉骨砕身ご尽力いただきまして、まことにありがとうございました。

ここに、当議会からも厚くお礼を申し上げるとともに、今後のご健勝、ご多幸を心からお祈りいたします。どうもありがとうございました。

○山本圭一議長 それでは、これをもちまして平成22年乙訓福祉施設事務組合議会第2回定例会を閉会いたします。苦労さまでした。

(閉会 午前10時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長 山本圭一

会議録署名議員 尾崎百合子

会議録署名議員 西林哲人